

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年11月10日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500181 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500041 号

第 1 結論

昭和 53 年 11 月から昭和 54 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 53 年 11 月から同年 12 月まで
② 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続について、あまり記憶していないが、私自身又は父が手続を行ったと思う。未納があるということで納付書が届いたので、昭和 53 年 11 月から昭和 54 年 1 月までの国民年金保険料を A 市 B 区役所の窓口で納付し、同年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を C 市 D 区役所の窓口で納付したことを記憶している。請求期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者は、請求期間①及び請求期間②のうち昭和 54 年 1 月の国民年金保険料を A 市 B 区役所の窓口で納付し、請求期間②のうち同年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を C 市 D 区役所の窓口で納付した旨主張している。

一方、国民年金被保険者台帳によると、請求者が昭和 53 年 5 月 10 日に国民年金任意加入被保険者の資格を取得した際の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号①」という。）、請求者が同年 9 月 21 日に国民年金被保険者の資格を取得した際の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号②」という。）が確認できるとともに、記号番号①は昭和 58 年頃に記号番号②と重複することを理由として記号番号②に統合処理されていることが確認できることから、これまでの間、当該二つの記号番号が重複して請求者に対し払い出されていたこととなる。

2 前述の統合前の記号番号①に係る国民年金被保険者台帳によると、請求期間①及び②は未納と記録されている上、当該期間を含む昭和 53 年度の備考欄には、社会保険事務所（当時）により過年度納付書が発行されたことをうかがわせる記載が確認できることから、当該期間は、市町村で取り扱われる現年度保険料としては未納と把握されていた状況がうかがえる。

また、A 市 B 区役所及び C 市 D 区役所は、窓口及び庁舎内の金融機関では過年度保険料を取扱っていなかった旨回答しており、請求者が請求期間の国民年金保険料を前述の過年度納付書により両区役所の窓口で納付することはできない。

3 国民年金手帳記号番号払出簿によると、前述の記号番号②は昭和 54 年 9 月頃に払い出されていることが確認でき、当該払出時点において、請求期間①及び②は過年度保険料となるところ、前述のとおり、請求者は A 市 B 区役所及び C 市 D 区役所の窓口で請求期間の国民年金保険料を過年度納付することはできない。

また、前述の記号番号②に係る国民年金被保険者台帳及び請求者に係る C 市 D 区の国民年金被保険者名簿によると、請求期間①及び②は未納と記録されていることが確認できる。

4 請求者は、国民年金の加入手続、請求期間の国民年金保険料額及び納付頻度等、保険料納付に関する記憶が明確ではない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500206 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500042 号

第 1 結論

昭和 37 年 1 月から昭和 41 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 1 月から昭和 41 年 3 月まで

私は、昭和 41 年 3 月に A 市役所の窓口で住民登録を行った時に国民年金の加入の有無を尋ねられ、加入する旨回答した。同年 10 月末に B 婦人会の担当者が自宅を訪れ、請求期間に係る国民年金保険料として 6,100 円を請求されたので、翌月末に同人に同額を預け、同人が同年 12 月に同市役所の窓口で納付したと思う。平成 20 年に、ねんきん特別便で請求期間が未納となっていることに気がついたが、納付していたはずである。なお、請求期間ではないが、年金手帳の検認記録の欄に「㊟による納付済み (A 市)」とあることから、婦人会の担当者が預けた保険料を特例納付実施期間に納付した可能性があると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 41 年 3 月に A 市役所の窓口で住民登録を行った際、国民年金の加入の有無を尋ねられ、加入する旨回答した。その後、同年 11 月末に納付組織である B 婦人会の担当者に 6,100 円預け、当該担当者が同年 12 月に請求期間の国民年金保険料を同市役所の窓口で納付したと思う旨陳述している。

しかしながら、請求者が前述の担当者に預けたとする金額は、請求期間の国民年金保険料の合計額と一致しない上、前述の納付組織の担当者は既に他界しており、請求期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

また、前述の担当者が請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする昭和 41 年 12 月時点において、請求期間には既に時効により保険料を納付できない期間 (昭和 37 年 1 月から昭和 39 年 9 月までの期間) が含まれることから、制度上、請求期間の国民年金保険料を一括納付することはできない上、当該時点において、過年度納付可能な期間 (昭和 39 年 10 月から昭和 41 年 3 月) についても、A 市保険年金課担当者は、「組織が取扱っていた保険料は、現年度保険料のみであり、過年度保険料については取扱いがなかった。」と陳述している。

なお、請求者の保管する国民年金手帳によると、昭和 47 年度国民年金印紙検認記録の 4 月、5 月及び 6 月欄に「㊟による納付済 (A 市)」と印字されており、請求者は当該印字が特例納付を示し、前述の担当者が預けていた保険料を特例納付実施期間に納付したことを示すのではないかと主張をしているところ、A 市保険年金課担当者は、「当該印は、検認カードと照合確認した際に押印するものであり、特例納付を示すものではない。」と陳述している。

また、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料を納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500176 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500043 号

第 1 結論

平成 2 年 4 月から平成 3 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 2 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

私が 20 歳となった平成 2 年 * 月当時、大学生だったため、国民年金には任意加入の対象とされていることを知っていたが、A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、同区役所の窓口又は C 事業所で納付書により毎月納付していたにもかかわらず、請求期間が未納とされているのは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、平成 2 年 * 月頃に A 市 B 区役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、A 市は、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料の収納状況が確認できる資料は保管されていない旨回答している上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムを確認しても、同市において、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できない。

また、請求者がその後に住居した D 市の国民年金記録票及び E 県 F 郡 G 町の国民年金被保険者名簿によると、請求者の国民年金被保険者の資格取得日は平成 3 年 4 月 1 日と記録されている上、請求者が所持する年金手帳の「初めて国民年金被保険者となった日」欄には平成 3 年 4 月 1 日と記載されていることから、請求期間は、当時、国民年金の未加入期間であり、納付書は送付されず、請求者が当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、20 歳到達日である平成 2 年 * 月 * 日に国民年金の強制加入被保険者の資格を取得し、請求期間は未納期間とされているところ、当該処理は平成 14 年 4 月頃に行われていることから、当該処理日時点において、請求期間は時効により納付できない期間である。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500171号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500078号

第1 結論

昭和58年8月1日から昭和59年10月1日までの期間について、請求者のA社(現在はB社)における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

昭和59年10月1日から昭和60年8月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年8月1日から昭和59年10月1日まで
② 昭和59年10月1日から昭和60年8月1日まで

私が、C社からA社に出向していた請求期間①及び②について、標準報酬月額が出向する前よりも下がっている。

当該期間については、出向中に給与が下がった分を差額として出向元のC社から支給され、差額とは別に出向手当も加算されていたので24万円以上の給与はあったはずであり、標準報酬月額が出向する前よりも下がることはないので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

C社が保管する請求者に係る人事記録によると、請求者は、請求期間①及び②において、同社からA社に出向していたことが確認でき、請求者は標準報酬月額が出向する前よりも下がることはないと主張しているところ、請求者と同時期にC社D支社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、A社の厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚は、出向による給与の減額はあったが、その差額が手当として別途支給され、実際には給与が下がることはなかった旨陳述している。

しかしながら、請求期間①については、B社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、当該期間における請求者の標準報酬月額は15万円となっており、A社の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、請求期間②については、B社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書」によると、当該期間における請求者の標準報酬月額は18万円となっており、A社の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、B社は、請求者に係る賃金台帳等の関連資料を保管していないため、請求期間①及び②に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答しており、C社は、出向者に係る賃金台帳等は出向先の事業所が管理していたため、当社では、出向期間中の

給与支給額等は分からない旨回答している。

加えて、前述の同僚は、請求期間①及び②における給与明細書を所持しておらず、当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者が請求期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。